



仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

Q 外国人労働者を雇用したいと思っ
ています。しかし、当社は今まで外国人を雇用した経験がなく、どのような点に気を付け
ればよいのかわかりません。相談窓口はあ

外国人雇用には特別ルールあるの？

A 外国人を雇用する場合は、ま
ず就労可能な在留資格があることを確認する
必要があります。就労可能な在留資格について
は、鳥取労働局ホームページを
ご覧ください。
そして、外国人労働者の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などについて届け出ること（外国人雇用状況の届け出）が法律により義務付けられています。
届け出の対象となるのは、日本国籍がなく、在留資格が「外交」「公用」以外の外国人となる
「特別永住者」は届け出の対象ではありません。届け出の方法については、該当する外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届け出期限が異なります。
また、外国人の雇用管理に関する相談を無料
で受け付ける外国人雇用管理アドバイザー制度もあります。
詳しくは、近くのハローワークまたは鳥取労働局へ気軽に問い合せてください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話0857-29-1708